

特別な支援を継続的に必要としている 子供たちのために

～通常の学級での「個別の教育支援計画」の作成・活用に向けて～



授業中、何度注意しても立ち歩く子供がいるけど、幼稚園ではどんな様子だったのだろう？

帰宅後にいろいろな支援を受けているようだけど、どのような支援を受けているのかな？話が聞きたいなあ。



高校に進学するけど、落ち着いて授業を受けられるか心配な生徒がいます。引継ぎはどうしたらよいでしょう？

「個別の教育支援計画」を作成・活用することで、幼稚園等の就学前機関から、小学校、中学校、高等学校まで一貫した継続的な支援ができるようになります。

また、新しい幼稚園教育要領や、小学校、中学校、高等学校の学習指導要領には、障害のある幼児、児童・生徒の指導や、家庭、医療・福祉等の関係機関と連携した支援の計画（個別の教育支援計画）を作成することが明記されています。

平成21年8月
東京都教育委員会



※視覚に障害のある方のために
SPコードを添付しています。

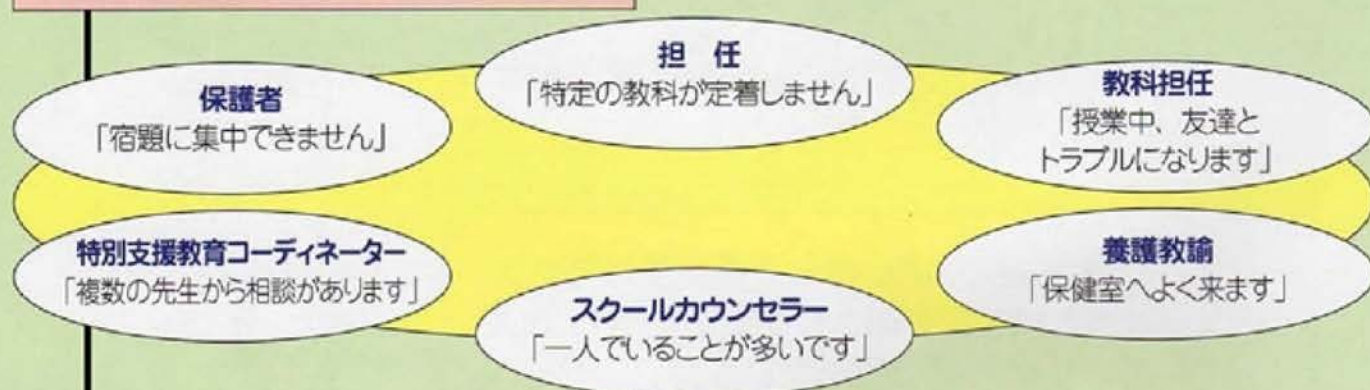
保護者や関係機関と連携してつくりましょう

「個別の教育支援計画」を作成すると、本人や保護者のニーズ、学校での指導・支援等を円滑に引継ぐことができます。そのうえ、関係機関（教育相談センター・医療機関・発達障害者支援センター等）とのネットワークも構築できます。学校が保護者とともに、特別な支援を継続的に必要としている子供たちのために、「個別の教育支援計画」を作成していきましょう。



●「個別の教育支援計画」の作成・活用のステップ

ステップ1 気付き（中学校の例）



ステップ2 保護者との共通理解

ステップ3 「個別の教育支援計画」の作成

校内委員会での検討

関係機関の方と特別な支援が必要な児童・生徒の情報を交換、共有する会議を支援会議と呼びます。

支援会議 「個別の教育支援計画」の作成

ステップ4 支援の実施

ステップ5 評価・見直し

支援会議 「個別の教育支援計画」の評価・改善

「個別の教育支援計画」の修正（必要に応じて）

ステップ6 引継ぎ

「個別の教育支援計画」を踏まえて「個別指導計画」もあわせて作成します。「個別の教育支援計画」の学校での指導の部分を実体化したものが「個別指導計画」になります。

Examples of the forms used in the process:

- 「個別の教育支援計画」の書式(例)** (Example of the form for the Individual Education Support Plan)
- 個別指導計画(1学期用)** (Individual Guidance Plan for 1 semester)

引継ぎ等で活用しましょう

小学校に就学する前の機関からの引継ぎや、中学校からの進路先、高等学校等からの就労先への引継ぎに「個別の教育支援計画」が役立ちます。



●就学前機関との連携

就学前においても、保護者や関係機関と連携した支援が必要です。保護者の承諾を得て関係機関と連携し、「個別の教育支援計画」を作成・活用することで、一人一人の教育ニーズに応じた支援の充実を図ることができます。

※保育所では「個別の支援計画」を作成することになります。

就学前機関から小学校への移行支援

小学校へのスムーズな移行を図るためには、就学前機関との引継ぎが大切になります。「個別の教育支援計画」の作成や活用をとおして、幼稚園等での活動の様子、成長の記録、発達の状況、相談機関、支援機関等を把握することができます。

●進路先への円滑な引継ぎ

「個別の教育支援計画」は、卒業時に保護者の承諾のもとに進路先へ引継ぐと、一貫した支援の継続と円滑な移行を図ることができます。進路先が決定した時点で、できるだけ早い時期に引継ぐことで、新しい生活への準備ができます。



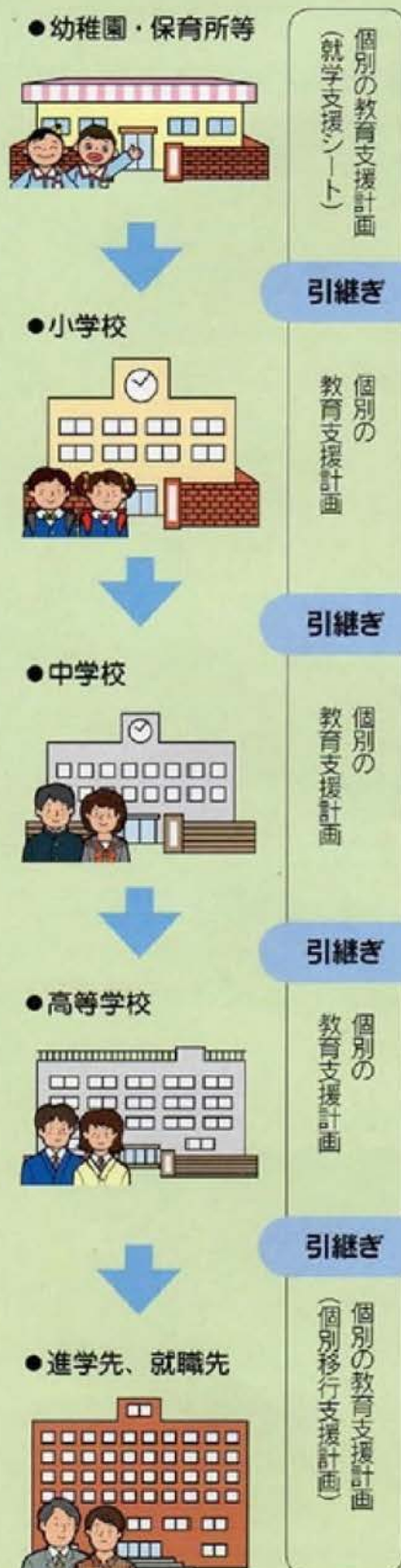
小学校から中学校への移行支援

「個別の教育支援計画」は、保護者の積極的な参画を促し、保護者の意見を十分に聞いて作成します。小学校から中学校への引継ぎのシステムを明確にし、一貫した支援が行なわれるようにします。

中学校から高等学校への移行支援

高等学校段階では、発達障害等によるつまづきや、失敗の繰り返して、自分に自信がもてない生徒が少なからず見受けられます。中学校から高等学校への的確かつ迅速な引継ぎにより、高等学校においても必要な支援が行われるようになります。

※就労先への移行支援は「個別移行支援計画」として活用します。



「個別の教育支援計画」の作成にあたり、よくある質問にお答えします。



Q1: 校長は、「個別の教育支援計画」の作成に、どのようにかわればよいですか？

A1: 「個別の教育支援計画」は、校長の責任において作成します。「特別支援教育の推進について（通知）」（平成19年4月1日付 文部科学省）では、「校長の責務」として、特別支援教育の実施の責任者は校長であり、校長の責任のもとで、特別支援教育の体制の整備等を行うことが明記されています。

Q2: 「個別の教育支援計画」の作成にあたり、保護者の同意が必要ですか？

A2: 作成には保護者の同意が必要です。特別支援教育において、保護者は重要な支援者の一人ですので、「個別の教育支援計画」の作成には保護者の参加が原則となります。もし参加できない場合は、情報を共有化することが大切です。保護者の同意が得られず、「個別の教育支援計画」が作成できない場合でも、子供への支援の検討は必要です。

Q3: 支援会議は、子供一人一人について開催するのですか？

A3: 一人一人について開催することが基本です。関係機関の参加が難しい場合には、保護者を通じて聞き取りを行うなど、関係機関の実情に応じて工夫して開催することもできます。

Q4: 「個別の教育支援計画」の保存方法と保存期間はどのようになっていますか？

A4: 「個別の教育支援計画」は、必要なときにすぐに見られるよう、職員室の施錠できるロッカー等に保存してください。保存期間は5年間を原則とします。学校における教育課程届、年間指導計画の保存期間と同様にお願いします。

Q5: 就学支援シートとはどのようなものですか？

A5: 就学支援シートは、就学先が決定した後に、家庭や幼稚園・保育所、療育機関等における子供の様子や指導又は保育などの様子を小学校等に引継ぎ、特別な支援を必要とする子供の就学後の学校生活をより安定したものにしていくために作成するものです。

特別支援教育の関連資料

東京都教育委員会のホームページから検索できます。 <http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/>

東京都教育委員会ホームページを検索し、「学校」欄にある「○特別支援」を選択してください。下記の資料を選ぶと、関連した情報が得られます。

- ◎東京都の特別支援教育について
- ◎個別指導計画
- ◎学習障害に関する指導資料
- ◎特別な支援を必要としている子供たちのために
- ◎高等学校における特別支援教育の推進

